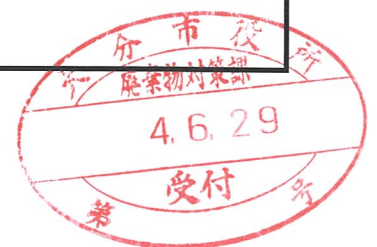


産業廃棄物処理計画書	
2022年 6月 29日	
大分市長 佐藤 樹一郎 殿	
提出者	
住 所 大分市萩原4丁目8番23号	
氏 名 大和ハウス工業株式会社 大分支店	
支店長 宮 崎 武 志	
電話番号 097-556-5409	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大和ハウス工業株式会社 大分支店
事業場の所在地	大分市萩原4丁目8丁目23号
計画期間	2022年4月1日 ~ 2023年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業 総合工事業
②事業の規模	2021年度 元請完成工事高 57億1,719万円
③従業員数	107名
④産業廃棄物の一連の処理工程	別紙系統図のように収集運搬及び処理を委託している。



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
<pre>graph TD; A[支店長 総括環境管理者] --> B[住宅系工事責任者 環境管理責任者]; A --> C[建築系工事責任者 環境管理責任者]; B --> D[現場担当者 環境管理者]; B --> E[現場担当者 環境管理者]; C --> F[現場担当者 環境管理者]; C --> G[現場担当者 環境管理者];</pre>	
役割 環境管理責任者:廃棄物処理委託基本契約書管理 環境管理者:現場マニフェスト管理 廃棄物分別管理	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
①現状	【前年度（2021年度）実績】
	産業廃棄物の種類 別紙による
	排出量 別紙による
	(これまでに実施した取組) 新築現場での廃棄物の抑制のため、ダンボールを有価物として搬出・処理した。そのため現場でのダンボールの保管を雨に濡れないように屋根付の保管場所で保管している。
②計画	【目標】
	産業廃棄物の種類 別紙による
	排出量 別紙による
	(今後実施する予定の取組) 有価物として取り扱う品目を、金属くずやダンボール以外の紙くずにも広げてゆき、廃棄物の排出量を抑える。
産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙の廃棄物種類に沿って現場で分別を行っている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も現状の分別が維持できるよう取り組んでいく。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項						
①現状	【前年度（ 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項						
①現状	【前年度（ 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	金属くず	石膏ボード	ガラス陶器	廃プラ	紙・木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	金属くず	石膏ボード	ガラス陶器	廃プラ	紙・木くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
(今後実施する予定の取組)						

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項					
①現状	【前年度（ 年度）実績】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項					
①現状	【前年度（2021年度）実績】				
	産業廃棄物の種類	別紙による			
	全処理委託量	2112.99t			
	優良認定処理業者への処理委託量	1008.04t			
	再生利用業者への処理委託量	2091.32t			
	認定熱回収業者への処理委託量				
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
(これまでに実施した取組) 廃棄物の処理委託は100%で、自社では処理を行っていないが、リサイクル率を上げるため、廃棄物の処理系統を選考している。					

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	別紙による			
	全処理委託量	1690.39t			
	優良認定処理業者への 処理委託量	806.43t			
	再生利用業者への 処理委託量	1673.05t			
	認定熱回収業者への 処理委託量				
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量				
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>再生利用業者への委託量を100%に近づけるため、現場において分別集積を徹底し、また処理系統において再生利用できる系統を今後も検討していく。</p>					
※事務処理欄					

廃棄物の種類			処理・処分	計画リサイクル率 (%)	再生処理
廃プラ	石綿含有産業廃棄物	Pタイル	→	安定型埋立 0	
廃プラ	その他	ビニール、塩ビ、合成ゴム	→	安定型埋立 0	
廃プラ	その他	ビニール、塩ビ、合成ゴム	→	選別 100	→ 焼成 セメント原料
金属くず	その他		→	選別 100	→ 鋼材
ガラ陶	石綿含有産業廃棄物	石綿を含むカーベスト スレートなど	→	安定型埋立 0	
ガラ陶	その他		→	選別、破砕 10	→ 再生骨材(砕石) → 安定型埋立
がれき類	コンクリートがら	コンクリート二次製品破片	→	破砕 100	→ 再生骨材(砕石)
がれき類	アスコンがら	アスコンくず	→	破砕 100	→ 再生骨材(砕石)
がれき類	石綿含有産業廃棄物		→	安定型埋立 0	
がれき類	その他	煉瓦のかけらなど	→	選別、破砕 10	→ 再生骨材(砕石) → 安定型埋立
ガラ陶	石膏ボード(廃品)	廃石膏ボード	→	破砕 100	→ 焼成 セメント原料
ガラ陶	水銀使用製品 産業廃棄物(照明)	蛍光灯・水銀灯	→	破砕 100	→ 焼却、熔融 路盤材原料、鋼材原料
紙くず	段ボール	段ボール	→	選別 100	→ 再生紙類
紙くず	その他	壁紙・包装紙・図面など	→	選別 100	→ 焼成 セメント原料
木くず	その他	端材	→	破砕 100	→ 焼成 セメント原料
繊維くず	その他		→	選別 100	→ 焼成 セメント原料
混合廃棄物	解体系混合廃棄物 (管理型)		→	選別 0	→ 管理型埋立

廃棄物の種類			処理・処分	計画リサイクル率 (%)	再生処理		
廃プラ	その他	ビニール、塩ビ、合成ゴム	→	選別	0	→	安定型埋立
廃プラ	その他	ビニール、塩ビ、合成ゴム	→	安定型埋立	0		
廃プラ	その他	ビニール、塩ビ、合成ゴム	→	選別	100	→	焼成 セメント原料、燃料
廃プラ	石綿含有産業廃棄物	ビニル床タイル	→	安定型埋立	0		
金属くず	その他		→	専ら再生	100	→	鋼材
ガラ陶	石綿含有産業廃棄物	石綿を含むカーベスト スレートなど	→	安定型埋立	0		
ガラ陶	その他		→	破砕	100	→	路盤材
ガラ陶	その他		→	安定型埋立	0		
がれき類	コンクリートがら	破片コンクリート	→	破砕	100	→	再生砕石
がれき類	アスコンがら	アスコンくず 砕石類	→	破砕	100	→	再生砕石
がれき類	石綿含有産業廃棄物		→	安定型埋立	0		
がれき類	その他	煉瓦のかげらなど	→	破砕	100	→	再生砕石
ガラ陶	石膏ボード(廃品)	廃石膏ボード	→	破砕	100	→	圧縮、固化～燃料 焼成、焼却～セメント原料
ガラ陶	水銀使用製品 産業廃棄物(照明)	蛍光灯・水銀灯	→	破砕	100	→	焼却、溶融 路盤材原料、鋼材原料
木くず	その他		→	破砕	100	→	燃料 ボード原料
木くず	その他		→	破砕、焼却	100	→	セメント原料
繊維くず	その他		→	選別	100	→	焼成 セメント原料
繊維くず	たたみ		→	破砕、焼却	100	→	セメント原料
混合廃棄物	解体系混合廃棄物 (管理型)		→	選別	0	→	管理型埋立

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。